

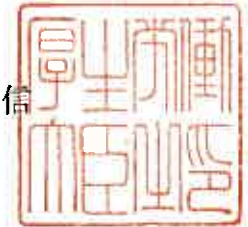
厚生労働省発雇均 1120 第 1 号

令和元年 11 月 20 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

要綱

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）の施行期日は令和二年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和四年四月一日とする。